

学校教育法等の改正に伴う 各専修学校における対応について (令和8年4月1日施行)

総合教育政策局専修学校教育振興室

I.	改正の概要	3
II.	各論	
1.	単位制への移行	7
2.	専門士の称号	12
3.	高度専門士の称号・大学院入学資格の指定	14
4.	専門課程	18
5.	専攻科の設置	19
6.	適格専攻科の設置	22
7.	学校評価	26
8.	高等教育の修学支援新制度関係	29
9.	教職員の研修等の実施	32
10.	経過措置	33
III.	学則変更事項	36
IV.	学校評価ガイドライン概要	43
V.	Q&A	49

I . 改正の概要

学校教育法の一部を改正する法律の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、**専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。**

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。
※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。
※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。
- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。
※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該**修了者は専門士と称する**ことができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付ける**とともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

施行日

令和8年4月1日

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について

【改正等の概要】

令和6年の学校教育法の一部改正を踏まえ、学校教育法施行規則、専修学校設置基準等について以下の通り所要の改正を行う。

○学校教育法施行規則の主な改正事項

- ・大学の専攻科又は大学院の入学資格に、専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の基準を満たす専攻科で文部科学大臣が別に指定するもの（適格専攻科）を修了した者を追加する（第155条第1項）。
- ・専門課程の入学資格について、大学の入学資格を得られる者と同様の規定とする（第183条）。
- ・特定専門課程（大学編入学資格が付与）の基準として、課程の修了に必要な総単位数を62単位以上とする（第186条）。
- ・大学院等の入学資格に関する文部科学大臣の指定を受けた専修学校の専門課程又は専攻科を修了した者は高度専門士と称することができることとする（第186条の3）。
- ・自己点検評価の実施に関し、大学等と同様に、適切な項目を設定し、適切な体制を整えて行うこととする（第186条の5）。
- ・新たに創設する専修学校の専攻科について、短期大学及び高等専門学校の専攻科と同様の入学資格に係る規定とともに、設置に係る学則変更の届出に関し、高等学校の届出に係る規定を準用する（第189条）。

○専修学校設置基準

- ・専門課程における修了要件に関し、これまで授業時数を原則とし、単位数も可としていたところ、単位数に限ることとし、一単位の内容について大学等と同様の規定とする（第28条の2、第28条の3）。
- ・専門課程を置く専修学校は、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修及び専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする（第40条の2）。

○その他改正及び経過措置等

- ・専攻科の学生を（独）日本学生支援機構が行う学資貸与の、適格専攻科の学生を高等教育の修学支援新制度（学資支給及び授業料等減免）の対象とする上で、所要の規定の整備を行う（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令・大学等における修学の支援に関する法律施行規則）。
- ・施行日前に専門課程に入学した者の修了要件については、なお従前の例による（学校教育法の一部を改正する法律施行規則附則第3条）

【今後のスケジュール】 令和8年4月1日に施行。（学校教育法の一部改正法の施行の日と同日）

Ⅱ. 各論

1. 単位制への移行①

(1) 改正の概要

- 施行日である令和8年4月1日から、全ての専門課程は単位制へと移行するとともに、昼間学科の修了要件が31単位×修業年限となります。
- 適用は施行日以後の入学者からとなり、施行日より前の入学者は改正前の制度が適用となり、既に授業時数でカリキュラムを編成している場合は、施行後も授業時数による修了認定を行います。
- 施行日より前に入学した者は経過措置が適用され、当該学生の修了要件等については従前（改正前の制度）の通りとなりますが、改正前の規定による単位制などを活用するなど、学校のご判断によって対応して問題ありません。※修了要件は、施行日より前（改正前）の要件が適用。

単位とは

単位とは、授業科目ごとの学習達成の量的及び測定単位です。専修学校設置基準においては、1単位の授業科目は、標準的に45時間の学習を要する教育内容をもって構成することとしています。

より一層、自分のペースで
学習できるようになります。

1単位
= 45時間の学修

社会学
2単位

〇〇
〇単位

〇〇看護学
2単位

解剖学
2単位

看護実習
1単位

〇〇
〇単位

卒業に必要な単位の修得

※修業年限×31単位以上を原則とし、各
専門学校において設定

卒業



【専修学校設置基準】（改正後）

（単位の授与）

第二十二條 学年による教育課程の区分を設けない学科においては、一の授業科目を履修した生徒（第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、**審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与える**ものとする。

1. 単位制への移行②

(2) 修了要件等について（昼間学科の全課程共通）

- 専門課程の昼間学科の全課程の修了要件が「30単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数の修得」から「31単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数の修得」に引き上げられます。
- なお、2年制以上の昼間学科を修了することで、大学に編入学することができ、また、一定の要件を満たす4年制以上の学科を修了した者は大学院入学資格を得ることができます。

(3) 夜間等学科について

- 夜間等学科の学科も、専門課程であれば昼間学科同様に単位制へと移行**します。
- 専門課程の夜間等学科の修了要件については、修業年限以上在学し、17単位に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上（**31単位**を下回る場合は31単位以上）とします。

【専修学校設置基準】（改正後）

（専門課程の学科における全課程の修了要件）

第二十八条の三 専修学校の昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、**三十一単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上を修得**することとする。

2 専修学校の夜間等学科における全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（**当該単位数が三十一単位を下回る場合にあっては、三十一単位**）**以上を修得**することとする。

1. 単位制への移行③

(3) 通信制の学科について

- 通信制の課程における修了要件は、改正前と同様の単位数（高等課程・一般課程：13単位×修業年限、専門課程17単位×修業年限）ですが、専門課程の修了要件については、最低限必要な単位数を31単位以上に改正しています。
- 通信制の学科における対面授業は、修業年限×120単位時間以上（1単位時間は50分）を行う必要があります。
- 修業年限が2年以上かつ62単位以上の通信制の専門課程は特定専門課程となり、修了者には大学編入学資格と専門士の称号が付与されます。

【留意事項】

通信制の課程では、授業科目の一部が対面授業となることから、単位数ではなく、引き続き授業時数で必要な対面授業の時数を定めています。こちらの基準についても単位制と合わせて、遵守していただきますようお願いいたします。



【専修学校設置基準】（改正後）

（通信制の学科の授業時数）

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間（専門課程の通信制の学科にあっては、修業年限の年数にわたり百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位時間）以上とする。

1. 単位制への移行④ ～単位の計算方法について～

○ 1 単位当たりの学修については、改正前の専修学校設置基準第十九条の規定と同様に、1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとします。

※医療関係職種養成所指定規則等では、1 単位当たりの実験、実習及び実技の授業時間の下限が30時間とされていること等に注意が必要です。国家資格等、指定養成所の規則等を参照していただき、そちらの授業時数の下限を下回ることが無いようにご留意ください。

【専修学校設置基準】（改正後）

（各授業科目の単位数）

第二十八条の四 専修学校の専門課程の学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
- 三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

1. 単位制への移行⑤学年制等について

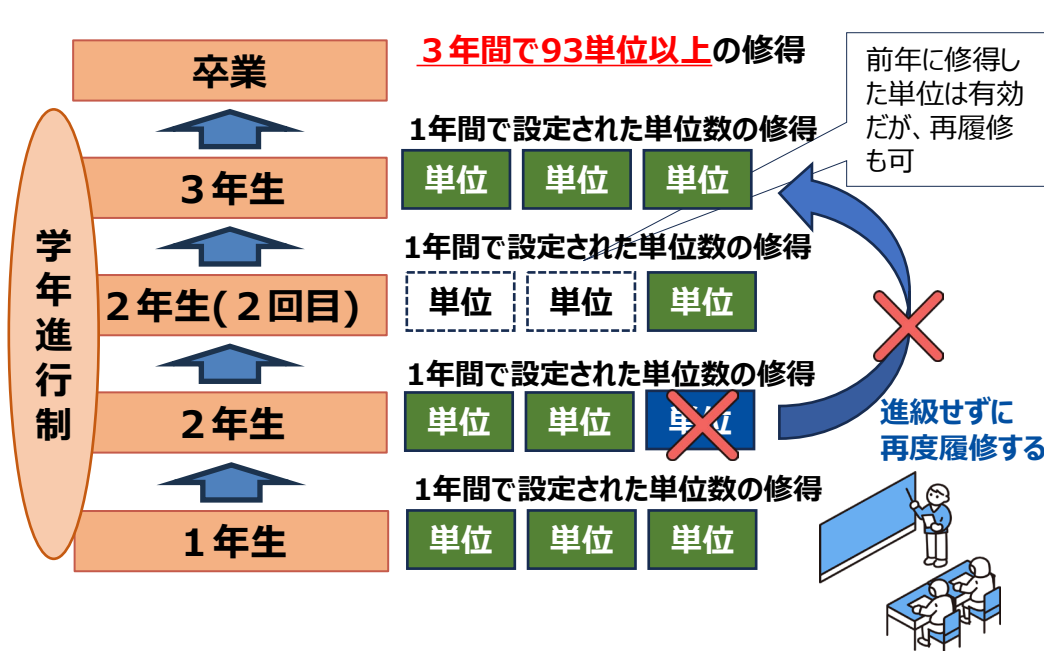
(4) 学年制によるカリキュラム編成について

○法改正により専門課程は全て単位制となりますが、従来通り学年制を設けることは可能です。
各学校のカリキュラム等に併せて、学年の区分を設けない単位制、または学年制による単位制とするか判断いただきます。

カリキュラムの例

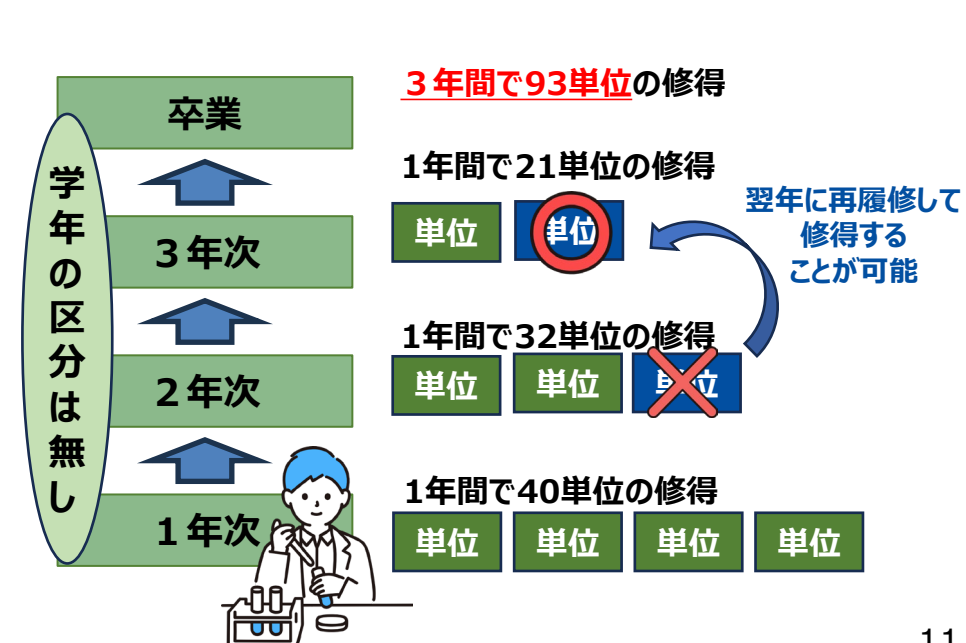
学年制

各専修学校において、1 学年あたりに修得すべき単位数を設定します。
決められた数の単位を修得しなければ、もう一度当該学年をやり直すこととなります。既に取得した単位は有効ですが、再履修を妨げるものではありません。



学年の区分を設けない課程

各専修学校において、卒業までに修得すべき単位数を設定します。
基本的に、各年次で修得できなかった単位があった場合でも、卒業までに必要な単位を修得することで卒業することが可能となります。



2. 専門士の称号①

(1) 改正の概要

- 施行日から、修業年限2年以上かつ62単位以上の専門課程は特定専門課程となり、当該課程の修了者に対して専門士の称号を付与することができます。
※特定専門課程は、一定の要件を満たす専門課程を定義つけた学校教育法上の用語であり、新たな制度（課程）が創設されるものではなく、あくまでも専門課程の概念に含まれるものです。
- 適用は、施行日以後の入学者からとなり、施行日より前の入学者については改正前の通りとなります。
- 専門士の称号を付与することができる場合は、学校教育法施行規則第4条第1項に規定する学則記載事項に該当する（卒業に関する事項（第6号））ため、その旨を学則に記載する必要があります。
- 現行の専門士の文部科学大臣認定制度は廃止されます。

【学校教育法】（改正後）

- 第二十五条の二 専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下この章において「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には、専攻科を置くことができる。
- ② 専修学校の専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

(2) 留意事項（共通）

- 特定専門課程の要件を満たす学校は、学則に専門士に関する規定を設ける必要があります。すでに専門士に関する規定がある場合は基本的に改正を要しませんが、学則に「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年六月二十一日文部省告示第八十四号）に基づき」など、根拠規定の記載がある場合は、根拠規定の部分を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条の2」に改める必要があります。
- 卒業証書等にも根拠規定の記載がある場合は、同じく改正が必要となります。

2. 専門士の称号②

(3) 留意事項 (ケース別)

①専門士の認定を受けている場合

- ・令和8年4月1日より前の入学者については改正前の規定が適用（告示に基づく専門士の称号が付与される）されますが、法施行の前後で専門士の内容に変更があるものではなく、実態上取り扱いに差を設ける必要はありません（各種規定や卒業証書等の記載で根拠規定を記載している場合はご注意ください）。
- ・令和8年4月1日より前の入学者がいる間は、学科名の名称変更や学校や学科の廃止を行う場合には、告示に基づく手続が必要となります。
→手続の詳細は、文部科学省のホームページをご参照ください。

②専門士の認定を受けていない場合

- ・2年制以上の昼間学科については、今回の制度改正により修了要件が62単位以上に改正されるため、すべて専門士が付与される課程となることから、学則への記載をお願いします。
- ・この場合、令和8年4月1日より前の入学者については、修了しても専門士の称号は付与されません。

③(参考)夜間等学科、通信制の学科

- ・夜間等学科、通信制の学科も、修業年限2年以上であり、修了要件が62単位以上であれば専門士の称号を付与することができます。
- ・該当する学科に関しては、学則にその旨を記載していただくよう、お願いいたします。

【手続き等】

手続等の詳細は随時更新されるこちらの文部科学省HP等もご参照ください。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00005.htm



3. 高度専門士の称号・大学院入学資格の指定①

(1) 改正の概要

- 告示に基づく高度専門士の認定制度を廃止し、大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受けた専門課程を修了した者は高度専門士と称することができるようになります。
- 大学院入学資格の指定に関する手続は特に変更ありません。
- 適用は、施行日以後の入学者からとなり、施行日以前の入学者については従前の通りとなります。

(2) 留意事項

- 大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受けた場合は、学則に高度専門士に関する規定を設ける必要があります。

既に高度専門士に関する規定がある場合は基本的に改正を要しませんが、学則に「専修学校の専門課程の修了対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年六月二十一日文部省告示第八十四号）に基づき」など、根拠規定の記載がある場合は、根拠規定の部分を「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条の3」に改める必要があります。

※卒業証書等にも根拠規定の記載がある場合は、同じく改正が必要となります。

3. 高度専門士の称号・大学院入学資格の指定①

(2) 留意事項（前頁からの続き）

○現在、文部科学大臣の指定を受け「高度専門士の称号を付与することができる課程」であるが、「大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受けていない課程」である場合、引き続き高度専門士の称号を修了者に対して付与するためには、当該指定を受ける必要があります。

なお、施行日以降の入学者に高度専門士の称号を付与するためには、次年度以降～対象者が卒業する年度までに、大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受ける必要があります、次年度以降に適宜申請をお願いします。

【参考】

現行の大学院入学資格の付与に関する文部科学省ホームページ

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1280736.htm



○令和8年4月1日より前の入学者については改正前の規定の適用（告示に基づく高度専門士の称号が付与される）がありますが、実態上取り扱いに差を設ける必要はありません（各種規定や卒業証書等の記載で根拠規定を記載している場合はご注意ください）。

・令和8年4月1日より前の入学者がいる間は、学科名の名称変更や学校や学科の廃止を行う場合は、告示に基づく手続が必要となります。

(参考) 専門士・高度専門士制度の変更点について (まとめ)

専門士

	改正前 (認定制度)
修業年限	2 年以上
修了認定	総授業時数が1,700時間 (62単位) 以上
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること



	改正後 (特定専門課程の基準)
修業年限	2 年以上
修了認定	総単位数が62単位以上
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

⇒ 専門士の課程認定制度は廃止し、特定専門課程を修了した者は「専門士」を称することが可能となります。

高度専門士

	改正前 (認定制度)
修業年限	4 年以上
修了認定	総授業時数が3,400時間 (124単位) 以上
教育課程	体系的に教育課程が編成されていること
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること



	改正後 (大学院入学資格の基準)
修業年限	4 年以上
修了認定	総単位数が124単位以上
教育課程	体系的に教育課程が編成されていること
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

⇒ 高度専門士の課程認定制度は廃止。
⇒ 大学院入学資格を得られる専門課程及び専攻科 (適格専攻科) の修了者についても「高度専門士」を称することが可能となります。

※いずれの称号も、施行日前の入学者については、現行の認定制度が適用されます。

- 現在、専門士又は高度専門士の認定を受けている課程については、令和8年4月1日以前の入学者が全員修了するまでは、名称変更・廃止の手続を行う必要があります。
- 休学等で通常の卒業年度よりも遅れる者がいた場合にも、その者が卒業するまでは、上記の対応を行ってください。
なお、これらの者については、告示に基づく専門士・高度専門士の称号が付与されることとなりますので、修了証書等の記載などに間違いがないように注意してください。
- 今後、文部科学省から所轄庁を通じて、上記の告示に基づく専門士・高度専門士に該当する者の在席有無について、専門学校に対して毎年度確認を行います。
該当する者が在籍しなくなった時点で、文部科学省の手続（公示等）も終了することを予定しています。

4. 専門課程

(1) 専門課程の入学資格について

専門課程の入学資格について

○改正後の学校教育法第125条第3項及び第132条関係では、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対しての専修学校専門課程への入学が認められることとなります。

○本改正により、大学入学資格と専修学校専門課程入学資格は同一の規定となり、基本的に、大学入学資格を有しない者は、専門課程へ入学することができないこととなります。

【専修学校専門課程の入学資格】

第百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- ③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。



【留意事項】

今般の改正では、専門課程の入学資格を大学と同様の規定に改めることとしているため、これまでは、3年制以上の専修学校高等課程を修了した者については全て専門課程への入学が認められていましたが、改正法施行後は、大学への入学資格と同様、大学入学資格の指定を受けた高等課程を修了した者や技能連携等により高等学校の卒業資格を得た者に限られます。

なお、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る当該専門課程の入学資格及び大学の編入学資格については、なお従前の例によることとします。

5 . 専攻科の設置①

(1) 専攻科について

学校教育法一部改正法により、**令和8年4月1日より、特定専門課程を置く専修学校には、修業年限を1年以上とする専攻科（※）を設置することができる**こととなります。

専攻科とは……

- 目的：精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること
- 入学資格：専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
- 要件：特定専門課程を置く専修学校に設置することができる。

専攻科の例①



特定専門課程
(3年課程)で
看護師の資格を修得



専攻科（1年課程）で
助産師の資格を修得

専攻科の例②

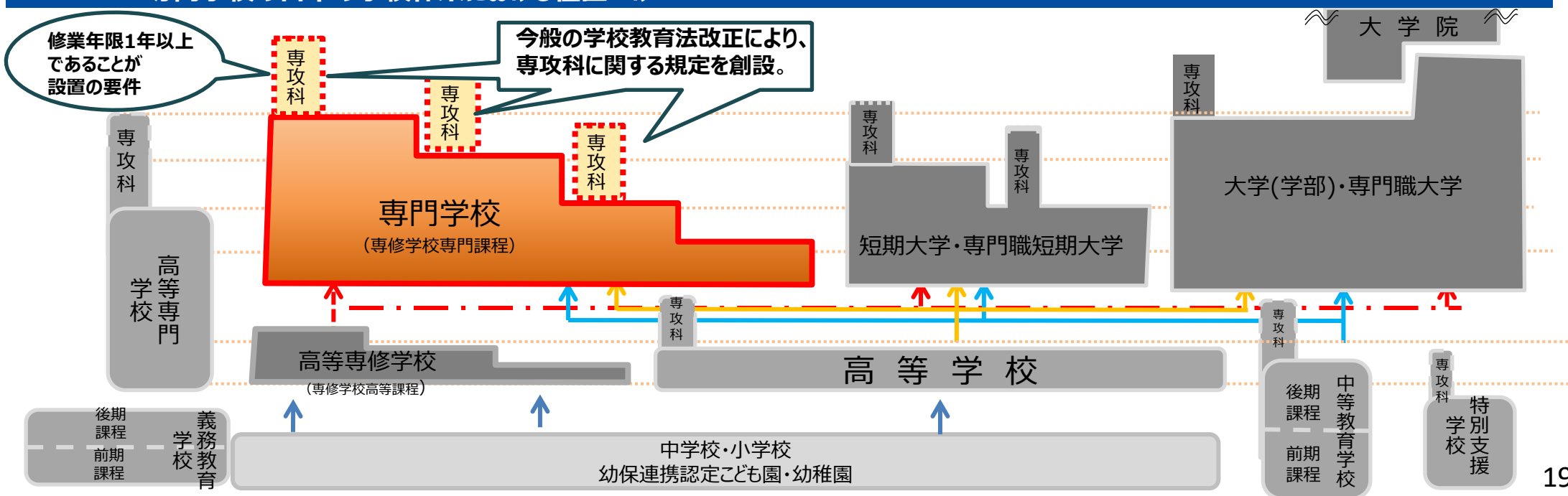


特定専門課程（2年課程）
で2級自動車整備士の資格
を修得



専攻科（2年課程）で
1級自動車整備士の資格を
修得

専門学校の日本の学校体系における位置づけ



5 . 専攻科の設置②

(2) 専攻科の設置手続

○専攻科は特定専門課程を設置している専修学校が所轄庁への届出を行うことで設置することができます。

(※) 専攻科を設置することができる、専門課程の要件 (特定専門課程の要件)

修業年限：2年以上

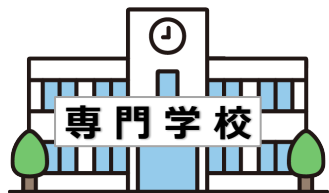
修了認定：総単位数が62単位以上

成績評価：試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている

○専攻科の設置は必須ではありませんので、現在専門課程修了者の入学を想定している課程(専門課程や附帯事業)がある場合は、必ずしも専攻科に変更する必要はありません。引き続き専門課程等として設置するか、専攻科として設置し直すか、各学校においてご判断ください。

※専門課程と専攻科で、所轄庁等からの助成が異なる場合などがあり得ます。

特定専門課程を設置している
専門学校



専攻科設置の届出

※適格専攻科を設置する場合

大学院入学資格に係る専攻科の
指定手続き

所轄庁

文部科学省

都道府県において、
所轄庁から提出のあったもの
が、適格専攻科であるか、
基準に基づき確認し、大
学院入学資格が付与され
る専攻科の指定に関する
手続を進める

【留意事項】

・今回の法改正により専修学校における「専攻科」制度が創設されたため、学校教育法で定める「専攻科」でないものが「専攻科」と称することで、入学を希望する者や在籍する学生が混同することが無いようにする必要があります。現在「専攻科」の名称を用いている教育課程がある場合は、上記を踏まえて適切な名称としていただくことが望ましいと考えています。特に、今回の改正により、専攻科は日本学生支援機構の貸与型奨学金の対象に、一定の要件を満たす専攻科 (適格専攻科) は高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免及び給付型奨学金) の対象になることも踏まえ、入学希望者等が利用可能な支援を誤認することがないよう明確に案内してください。なお、令和8年度より支援を開始するため、設置予定の専攻科 (適格専攻科を含む) について、令和7年内に調査を実施しますので、それまでに決定いただくようお願いいたします。

5. 専攻科の設置③

(3) 専攻科の入学資格について

- 改正後の学校教育法第125条の2第2項では、文部科学大臣の定めるところにより、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対して専修学校の専攻科への入学が認められることとなります。
- これらの入学を認める者については、以下の通り短期大学等の専攻科の入学資格を有する者と同様の規定を設けています。

【専修学校専攻科の入学資格】

- ①高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち大学に編入学することができるもの
- ②専門職大学の前期課程を修了した者
- ③高等専門学校を卒業した者
- ④短期大学を卒業した者
- ⑤外国において、学校教育における14年（修業年限を3年以上とする特定専門課程の専攻科への入学については、15年）の課程を修了した者
- ⑥外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年課程を修了した者
- ⑦我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑧その他専修学校の専攻科において、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者



【留意事項】

- ・入学資格のうち、特に⑧については、専修学校の専攻科において、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があるか判断する際は、特定専門課程修了と同程度の学修時間を確認するなど、丁寧な確認を行っていただくようお願いいたします。

6. 適格専攻科の設置①

(1) 適格専攻科について

- 施行日から、大学の学部にあらずものとして、文部科学大臣の指定する一定の基準を満たす専攻科（適格専攻科）は、大学院入学資格に係る指定手続きを受けることで、当該課程の修了者には、大学院入学資格が付与されることとなります。
- なお、令和8年の改正法施行時に適格専攻科として認められるのは文部科学省告示において示す予定である以下3分野の資格取得のための課程とします。

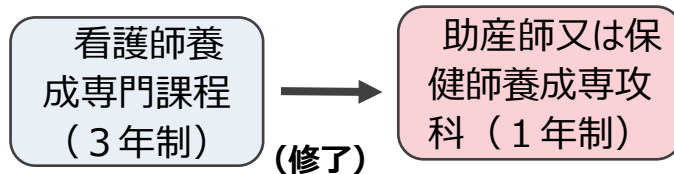
(理由)

- ✓ 各省庁が所管する国家資格に係る規程（指定養成規則等）に基づき教育課程を編成している専門課程及び専攻科については、当該規程により体系的な教育課程を編成していることが客観的に担保されている課程であること。
- ✓ 他の学校種から専修学校の専攻科に入学する者についても、当該規程により学修の連続性が担保されていること。

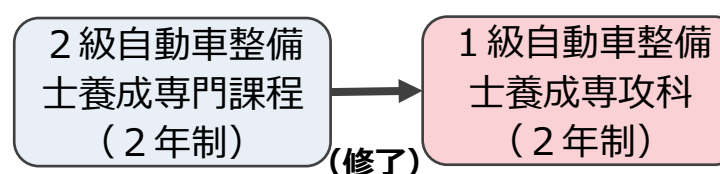
(対象となる課程)

専門課程及び専攻科それぞれにおいて関連する2つの国家資格の取得を目指す教育課程

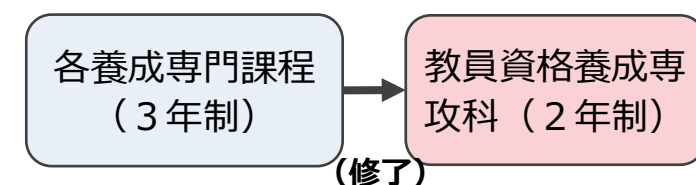
(看護師・助産師・保健師)



(自動車整備士)



(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)



6. 適格専攻科の設置②

(2) 大学院入学資格指定に係る手続

○前頁でも記載の通り、施行日から、大学の学部に準ずるものとして、文部科学大臣の指定する一定の基準を満たす専攻科（適格専攻科）の在籍者については、大学院入学資格が付与される専攻科に係る指定手続を受けることで、当該専攻科の修了により大学院への入学が可能になります。

大学院入学資格に係る専修学校の専攻科の指定手続について

- ・指定の手続きは、従来の大学院入学資格に係る専修学校専門課程の指定手続と基本的に同様です。
- ・適格専攻科の修了者についても大学院入学資格が付与されることから、令和8年4月1日以降に設置する適格専攻科について申請を受け付けます。

※提出締切及び手続の詳細は、別途文科省ホームページに公表します。

【詳細記載例】

手続等の詳細は随時更新されるこちらの文部科学省HP等もご参照ください。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00005.htm



6. 適格専攻科の設置（参考①）

（参考）大学分科会（第181回）・高等教育の在り方に関する特別部会（第15回）合同会議 <資料3>

専修学校の適格専攻科への大学院入学資格の付与について

資料3

専修学校の専攻科について

- 令和6年6月14日に公布された「学校教育法の一部を改正する法律」により、令和8年4月1日以降、特定専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとなる。
- 専攻科の設置は、専修学校の設置者が所轄庁である都道府県への届出により行うこととする予定であり、他の学校種同様、専攻科の設置に係る教員要件や卒業要件等について特段の個別の規定は設けない予定。

大学院入学資格の付与について

- 大学院入学資格が認められる専修学校専門課程と同様の基準を満たす専攻科（適格専攻科）の修了者に対して大学院入学資格を付与するにあたり、質の保証については、以下の取組を行う。

<適格専攻科の質の保証の取組>

- **文部科学省が、基準に基づき認定**（別添1）
- 自己点検評価の実施及び公表の義務付け並びに学校教育法第132条の2第2項に基づく**「外部の識見を有する者による評価」（独立した第三者による評価）を5年以内に1回義務付け**
- 指定養成規則等に基づく**大臣の指定等**、教育課程や教員資格等に対する**立入調査等**（別添2）

※参考：一定の要件を満たす専修学校専門課程の修了者に大学院入学資格を認めた考え方

各機関が個性・特色の明確化を図り、全体として一層の多様性を確保すると同時に、**学習者の立場に立って相互の接続や連携を改善することにより、言わば単線型でなく複線型の、誰もがアクセスしやすく柔軟な構造の高等教育システムを構築していくことが重要である。**（「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17年1月28日 中央教育審議会））

6. 適格専攻科の設置（参考②）

（参考）大学分科会（第181回）・高等教育の在り方に関する特別部会（第15回）合同会議　＜資料3＞

修了者に大学院入学資格の付与が認められる
専修学校専門課程の指定基準

- 一 修業年限が4年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数（総単位数）が3,400時間（124単位）以上であること。
- ※改正学校教育法を踏まえ、将来的に全ての専門課程の学科が単位制へと移行することに伴い、規定を改正予定。
- 三 体系的に教育課程が編成されていること。

修了者に大学院入学資格の付与を認める
専修学校の適格専攻科の指定基準案

- 一 専門課程と専攻科において、修業年限が通算4年以上となるものであること。
- 二 専門課程と専攻科において、全課程の修了に必要な総単位数が通算して124単位以上であること。
- 三 専門課程と専攻科において、体系的な教育課程を編成していること。

本来、別々の課程として設置される専門課程と専攻科の教育課程が体系的に編成されていることを客観的に確認できるものを対象とする方針。このため、国家資格に係る法令等に基づき、専門課程及び専攻科において、関連する2つの資格を取得することができるもの等を対象とすることを検討。

（例）

専門課程	専攻科
看護師	助産師、保健師
2級自動車整備士	1級自動車整備士
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	左記の資格の教員

- 四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

※改正学校教育法を踏まえ、全ての専門課程の学科が単位制に移行することに伴い、全ての適格専攻科において試験等により学生の学修の成果が評価されることとなる。

※この他、専攻科が専門課程と同等の設置基準を満たしていること等を基準に盛り込むことを検討。

7. 学校評価

法改正により、専門課程を置く専修学校（専門学校）に①大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、②外部の識見を有する者による評価（第三者評価）の努力義務化が措置

上記を踏まえ、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、専修学校における学校評価ガイドラインを改訂。あわせて、外部の識見を有する者による評価（第三者評価）の実施対象について整理

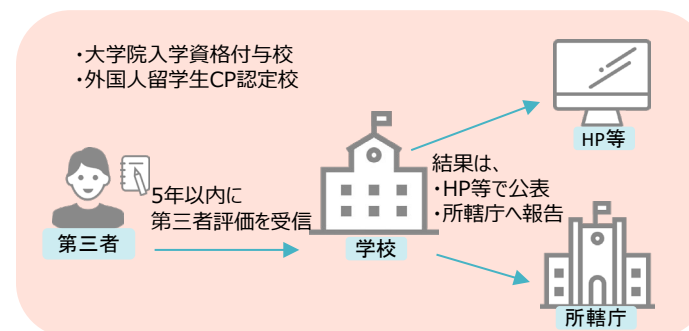
第三者評価等のポイント

- ◆ 第三者評価は学校教育法では努力義務だが、以下の学校は認定の要件とする（令和8年4月1日から実施）
 - ① **大学院入学資格・高度専門士の称号が付与される専門課程及び専攻科を有する学校**
 - ② **外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校**※職業実践専門課程の認定校については、令和13年度からの実施を想定しつつ、令和12年度までの状況を見て判断

- ◆ 第三者評価の評価期間は、令和8年度から **5年以内に1回実施**
- ◆ 第三者評価の評価結果は、**学校のHP等で公表することに加え、所轄庁へ報告**
- ◆ 具体的な実施の方法等については、**「学校評価ガイドライン（下記リンク）」**を参照

【認定制度における留意事項】

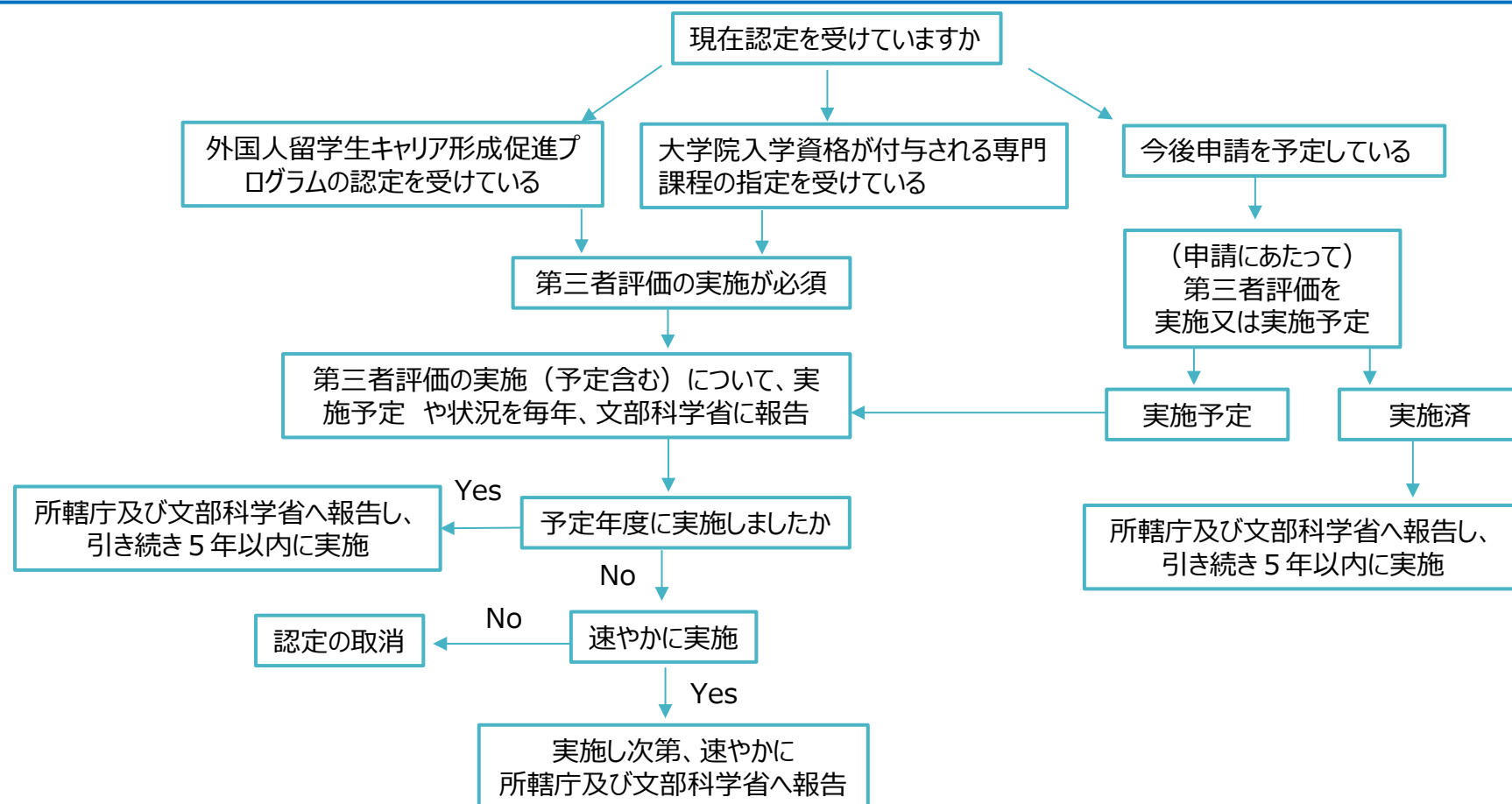
- ◆ 学校教育法の改正において、専門学校における学校関係者評価の記載が第三者評価に代わったことにより、**職業実践専門課程の認定要件に変更が生じる**ことに留意
- ◆ 上記を踏まえ、第三者評価が義務付けられる大学院入学資格・高度専門士の称号が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校、職業実践専門課程の認定校における評価の考え方について、**次頁のフロー図の通り整理**していることに留意
- ◆ 認定における評価の取り扱いの詳細については、今後、各認定制度における実施要項等で周知予定



(参考) 大学院入学資格付与校、外国人留学生CP認定校における評価フロー図

【ポイント】

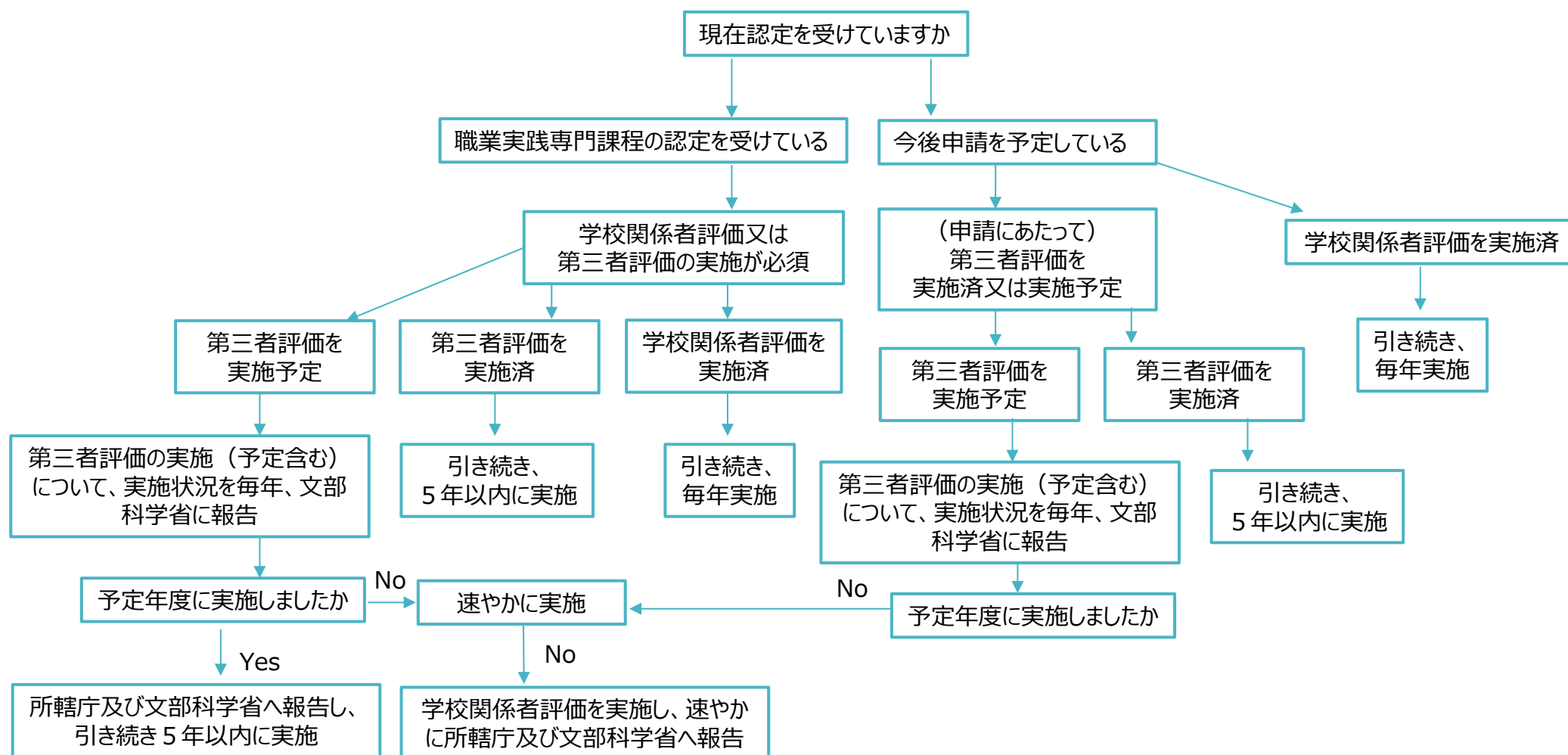
- ◆ 大学院入学資格が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校は**第三者評価の実施が必須**
- ◆ 第三者評価の実施の有無に関わらず、**学校関係者評価を実施することは可能**（学校の判断）
- ◆ 第三者評価は、5年に1回の実施となるため、**新規の認定に当たっては、第三者評価の実施済みだけでなく、実施予定でも認定を可能**する
なお、実施予定と申請し、認定された場合、**実施（予定）年までの実施状況を毎年、文部科学省に報告**し、実施（予定）年度に**未実施の場合は、速やかに実施を求め、実施できない場合は認定の取消**を行う
- ◆ 既存に認定校については、**第三者評価の実施（予定含む）について、実施予定や状況を毎年、文部科学省に報告**する
- ◆ 法律が施行される令和8年4月より適用



(参考) 職業実践専門課程における評価フロー図

【ポイント】

- ◆ 職業実践専門課程の認定校は、**第三者評価又は学校関係者評価の実施が必須**
- ◆ 第三者評価を実施しない場合は、**学校関係者評価を毎年度実施**
- ◆ 第三者評価を実施する場合は、**令和8年度から5年以内に実施**
- ◆ 第三者評価は、5年に1回の実施となるため、**新規の認定に当たっては、第三者評価の実施済だけでなく、実施予定でも認定を可能**する
 なお、実施予定と申請し、認定された場合、**実施（予定）年までの実施状況を毎年、文部科学省に報告**し、実施（予定）年度に**未実施の場合は、速やかに実施を求め、実施できない場合は認定の取消**を行う
- ◆ 既存に認定校については、**第三者評価の実施（予定含む）について、実施予定や状況を毎年、文部科学省に報告**する

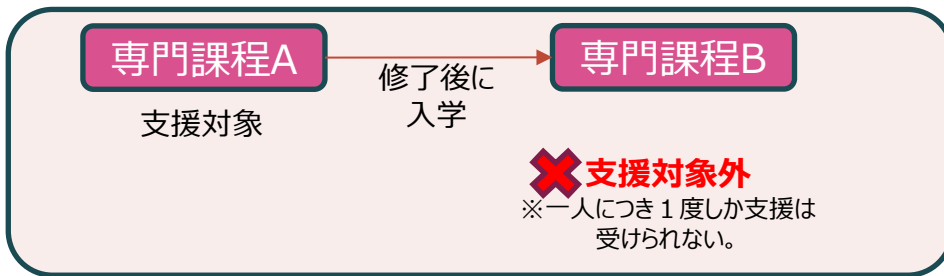


8. 高等教育の修学支援新制度関係①

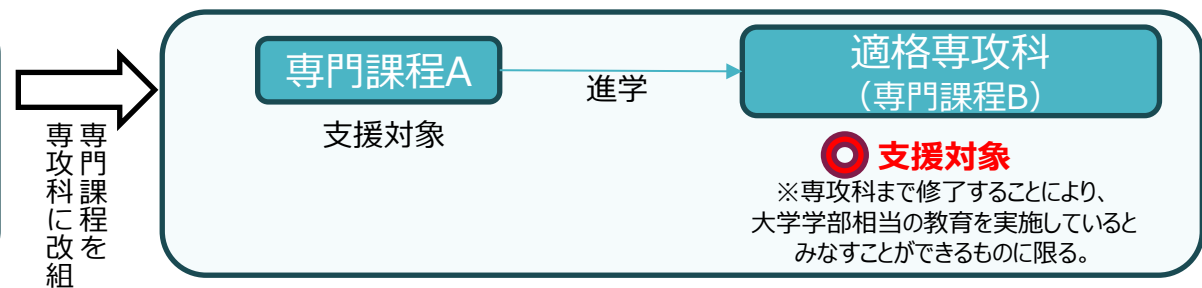
(1) 制度の対象について

○学校教育法の一部を改正する法律により改正された独立行政法人日本学生支援機構法及び大学等における修学の支援に関する法律の規定により、専攻科のうち「大学の学部にあずかるものとして文部科学省令で定めるもの」については、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び学資支給）の対象となります。

改正前



改正後



○「大学の学部にあずかるものとして文部科学省令で定めるもの」は、大学の学部にあずかるものとして制度的な担保がなされているものとするとし、具体的には、学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により文部科学大臣が指定する専攻科（大学院入学資格が認められる専攻科）を支援の対象とすることとします。

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第23条の2及び第38条、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第1条関係）

(2) 授業料減免及び学資支給の期間について

○専攻科については、修業年限に上限の定めがないところ、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科に係る支援月数の上限を24月としていることを踏まえ、24月を限度として修学支援新制度における支援の対象とします。

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第41条の2、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第19条の2関係）

8 . 高等教育の修学支援新制度関係②

(3) 高等教育の修学支援新制度における機関要件に関する変更点について

- 機関要件の一つとして、これまで学校関係者評価の結果の公表を求めておりましたが、改正法において、学校関係者評価に代わり、外部の識見を有する者による評価（第三者評価）が努力義務化されたことを踏まえ、令和8年度からは第三者評価の結果の公表を求めることとします。（この点については、経過措置がありますので、下記留意事項を必ずお読みください。）（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条第1項関係）
- 機関要件の一つとして、実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数が基準数以上であることを要件としていますが、当該基準数については、原則、各設置基準で定める卒業（修了）に必要な単位数又は授業時数の1割（1単位未満は切り上げ）としているため、専門課程が単位制に移行すること及び専門課程の修了要件が31単位に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上となることを踏まえ、当該基準数について、修業年限ごとに改めて定めます。（大学等における修学の支援に関する法律施行規則別表第1関係）

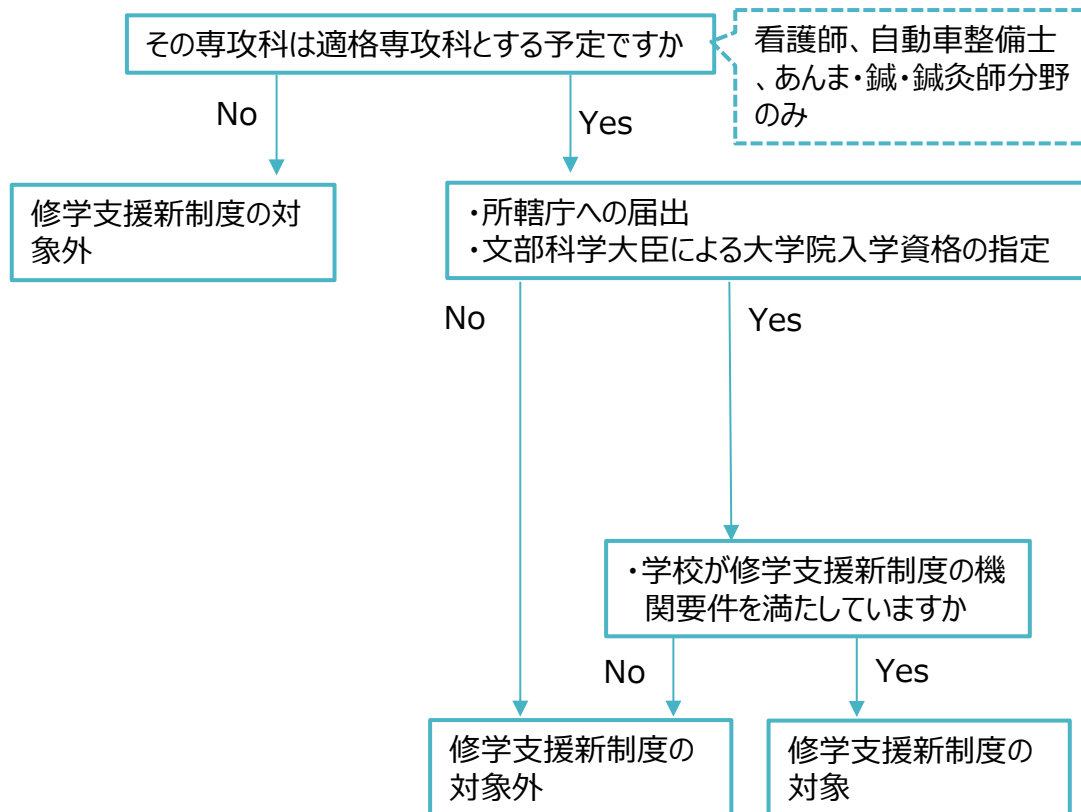


【留意事項】

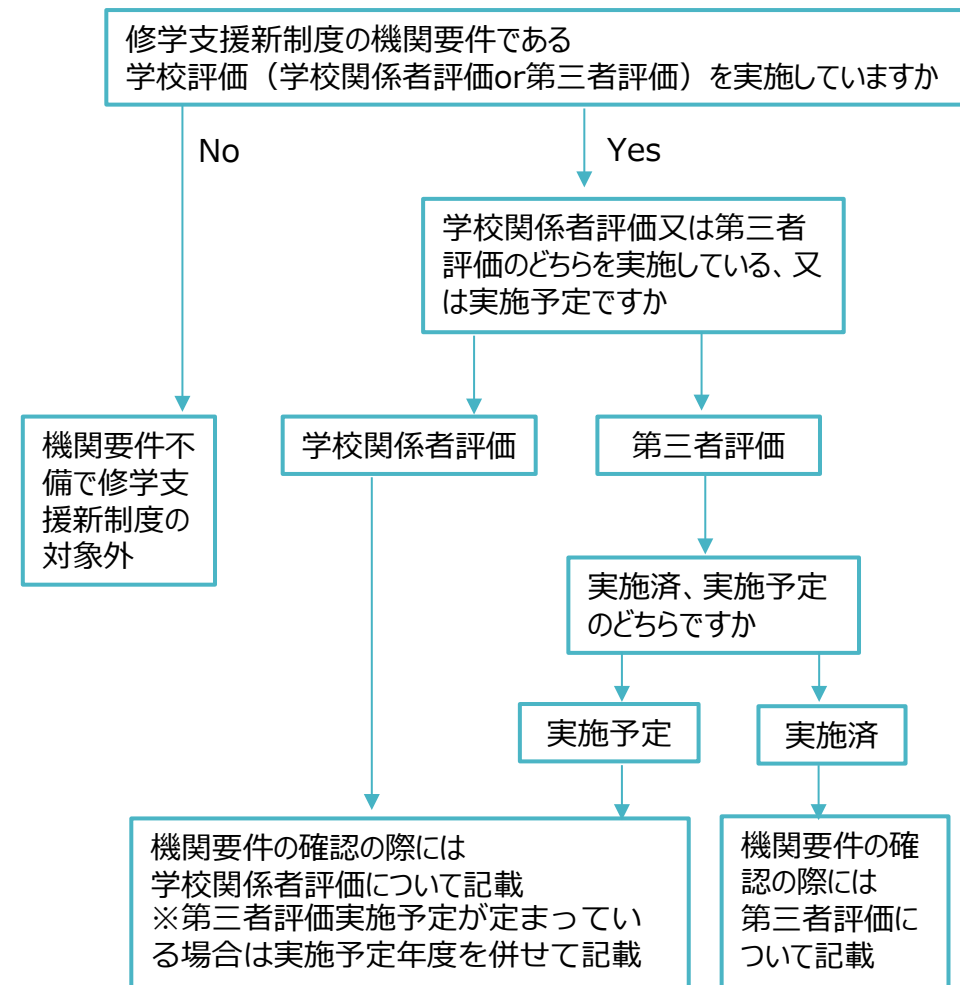
- ・適格専攻科を設置する場合は、所轄庁への届出と大学院入学資格の文部科学大臣の指定に係る申請が必要です。
- ・これまで高等教育の修学支援新制度の対象ではなかった学校が、新たに制度の対象となるには、あらかじめ機関要件の確認を受けることが必要です。
制度改正後の、都道府県における確認事務の詳細は「機関要件の確認事務に関する指針（2026年度版）」において記載しますので、必ず御確認ください。
- ・機関要件において、第三者評価の結果の公表を求めています。評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、第三者評価を即座に実施ができない場合も想定されることから、当分の間は、現行の確認要件となっている学校関係者評価の公表をもって代えることができることとしています。
なお、第三者評価と学校関係者評価のいずれの結果も公表していない場合は、機関要件の確認の取消事由に該当するため、第三者評価を確実に実施できる見通しがない場合は学校関係者評価の結果を公表しておくことを推奨します。
- ・従来の課程新設等の場合と同様に、学生の申請手続きのためには、（独）日本学生支援機構（JASSO）にあらかじめ課程情報（理工農系の課程に該当するかを含む）の登録が必要です。このため、設置予定の専攻科（適格専攻科を含む）について、令和7年以内に調査を実施しますので、それまでに決定いただくようお願いいたします。

(参考) 高等教育の修学支援新制度関連フロー図

【専攻科の設置に関するフロー図】



【学校評価の要件確認に関するフロー図】※



※ 当分の間は、第三者評価の結果の公表は、学校関係者評価の公表をもって代えることができます。（経過措置）

9. 教職員の研修等の実施

【ポイント】

- 専修学校設置基準で、新たに教員及び事務職員等に対する研修、専修学校における授業内容・方法の改善のための研修・研究について規定されました。
- 多くの学校では、教育や運営の質の確保・向上に関する取組をすでに行っているところではありますが、実施していない学校があれば実施していただき、実施している学校は、さらに質の高い取組を目指していただくようお願いします。

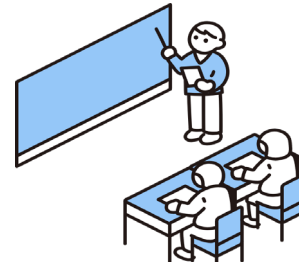
研修の例



授業実践に関する教員研修の実施

より効果的な授業の
実施に貢献

研究の例



教員同士による研究授業の実施

他の教員からのフィードバックを踏まえた授業の改善や、よりよい授業を参考にした質の向上

【専修学校設置基準】（改正後）

（組織的な研修等）

第四十条の二 専門課程を置く専修学校は、当該専修学校の教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。

）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 専門課程を置く専修学校は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

※一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団が行っている教職員向けの研修事業も御活用ください。

URL : https://www.sgec.or.jp/index_new.cgi

10. 経過措置①

[入学資格関係]

○ 今回の改正で、「特定専門課程を修了した者」が短期大学専攻科又は高等専門学校専攻科の入学資格のある者として規定されました。なお、施行日前に専門課程（修業年限が2年以上、総授業時間数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）に入学した方（既に修了した方も含む。）については、法改正後も引き続きこれらの専攻科の入学資格が得られるよう経過措置を設けます。

○ 大学の編入学についても「特定専門課程を修了した者」と改正されましたが、施行日前に専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）に入学・修了し、大学の編入学資格を得ている方（大多数が専門士の称号を有している方）は、引き続き編入学の資格を有するよう経過措置を設けます。

○ 新たに創設された専修学校の専攻科については、施行日前に専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時間数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）に入学した場合、当該課程を修了することにより大学の編入学資格を得ている方については、専攻科への入学資格を有するよう経過措置を設けます。

[修了認定関係]

○ 専修学校の専門課程の修了の認定は、「単位数」による認定に統一されますが、施行日前に専門課程に入学した方の修了認定については、施行日以後も改正前の規定が適用され、これまで「授業時数」で行っていた場合は「授業時数」で行うよう経過措置を設けます。

令和8年4月以前の入学者



既に授業時数による教育課程を履修

令和8年4月以降
(法施行以降)



引き続き授業時数により修了認定

10. 経過措置②

〔高等教育の修学支援新制度関係①〕

○高等教育の修学支援新制度における学資支給金の支給及び授業料減免に関して、支給又は減免を受けようとする者に係る選考、給付奨学生としての認定又は減免認定を受けた者に関する学業成績の判定、当該認定の取消し及び効力の停止等に関する学業要件の確認において、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者で、授業時数による教育課程を履修していた場合は、授業時数による確認をします。

また、今回、専修学校専門課程の修了要件が30単位に修業年限の年数に相当する数を乗じた単位数以上から、31単位に修業年限の年数に相当する数を乗じた単位数以上に改正されたところですが、施行日前に入学した者については改正前の修了要件を適用することとなっています。修学支援新制度における学業要件の確認においても、施行日前入学者に関しては、改正前の修了要件に基づき定められる各専門課程の修了に必要な単位数によって算出した「標準単位数」により確認してください。（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令附則第2条関係）

○機関要件の確認において、施行日前に入学した者の在籍する課程について確認を行う場合は、改正前の別表第一の規定に基づき確認を行います。

※都道府県における確認事務の詳細については、「機関要件の確認事務に関する指針（2026年度版）」において示しますので、必ず御確認ください。（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令附則第2条関係）

※修業年限2年の場合

令和8年4月
前の入学者



既に授業時数による
教育課程を履修

修了要件：60単位以上
（30単位×2年）

令和8年4月以
降の入学者

令和8年4月以
降
（法施行以降）



引き続き授業時数に
より学業要件を確認

修了要件：60単位以上
（30単位×2年）
（変更なし）

修了要件：62単位以上
（31単位×2年）

10. 経過措置③

[高等教育の修学支援新制度関係②]

- 機関要件として、第三者評価の結果の公表が求められますが、評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、第三者評価を即座に実施ができない場合も想定されることから経過措置を設けており、当面の間は、学校関係者評価の公表をもって代えることができるようにしています。

(学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令附則第4条関係)

【留意事項】 ※再掲

- ・第三者評価と学校関係者評価のいずれの結果も公表していない場合は、機関要件の確認の取消事由に該当するため、第三者評価を確実に実施できる見通しがない場合は学校関係者評価の結果を公表しておくことを推奨します。

Ⅲ. 学則変更事項

- 学校教育法等の改正を踏まえ、今後、各学校における学則の変更を検討し、変更を要する場合は、施行日までに手続を行う必要があります。
- 手続のスケジュールについては、各所轄庁からの指示に従ってください。
- 今後、学則変更の可能性がある主な事項は以下のとおりです。

- ・在籍者の呼称関係（「生徒」⇒「学生」）
- ・単位制関係
- ・専門士関係
- ・高度専門士関係
- ・学校評価関係
- ・専攻科関係

- なお、学則の変更を要する場合でも、様々な規定ぶりがあることから、次ページ以降の例を参考に、現在の学則も踏まえて適切に変更してください。

学則変更事項（在籍者の呼称、単位制）

【生徒、学生の呼称】

（入学前の授業科目）

第〇条 学生が入学前に、本学校以外で履修した授業科目について、…（以下略）

（休学、復学）

第〇条 学生が疾病、その他やむをえない事由によって、…（以下略）

（懲戒）

第〇条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合、…（以下略）

（学費等）

第〇条 学生は、授業料を所定の期日までに…（以下略）

（転学科）

第〇条 本校の学生の転学科に関する…（以下略）

【単位制】

（課程修了の認定）

第〇条 各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める単位数以上履修し、…（以下略）

1 ○○学科 ○○○単位

※四年制学科の場合、124単位以上の単位を定める

2 ○○学科 ○○単位

3 ○○学科 ○○単位

※上記は、専門課程のみの昼間学科を設置している場合の例であり、各学校の学科等の状況を踏まえ、適切に作成していただく必要があります。

【専門士関係（特定専門課程）】

- 例 1
（専門士の称号）
第〇条 本学の〇〇学科の修了者は、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、専門士と称することができる。
- 例 2
（専門士の称号）
第〇条 本校の〇〇課程▲学科、△学科、●●課程△学科を修了した者は、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、特定専門課程を修了した者とする。
第〇条 特定専門課程である〇〇課程▲学科、△学科、●●課程△学科を修了した者は、専門士と称することができる。
- 附則例
1 この学則は令和八年四月一日から施行する。
2 第〇条の規定は、令和八年四月一日以後の入学者から適用し、施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

〇〇専門 校長 〇〇学校 〇〇	る。門に育百 課程に基づ ※）き、法三 の専則十 称門の二 号士第 を（百 授〇八 与〇十 す専六 条教 第	右の者に、学校 百三十一 育法施行 に基規則 づき、の二 専門第 士の百 （八 〇十 六 条	氏名 生年月日	称 号 〇〇授 △専門 学科課程 書
--------------------------	---	--	------------	-----------------------------------

※称号授与書における専門士の分野の記載は任意です。
記載する場合は、以下の分野となります。

- 工業専門課程
- 農業専門課程
- 医療専門課程
- 衛生専門課程
- 教育・社会福祉専門課程
- 商業実務専門課程
- 服飾・家政専門課程
- 文化・教養専門課程

学則変更事項（高度専門士）

【高度専門士関係】

（高度専門士の称号）

第〇条 本学の〇〇学科、●●専攻科の修了者は、学校教育法施行規則第百八十六条の三に基づき、高度専門士と称することができる。

附則例

- 1 この学則は令和八年四月一日から施行する。
- 2 第〇条の規定は、令和八年四月一日以後の入学から適用し、施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

※高度専門士は、大学院に入学することができる専門課程及び専攻科の修了者が称することができる。

※称号授与書における高度専門士の分野の記載は任意。分野の分類は専門士と同様。

〇〇専門 学校 校長 〇〇 〇〇	右の者に、学校教育法施行規則第百八十六条の三に基づき、高度専門士（〇専門課程）の称号を授与する。	氏名 生年月日	〇〇専門課程 △学科	称号 授与 書
------------------------------	--	------------	---------------	---------------

〇〇専門 学校 校長 〇〇 〇〇	右の者に、学校教育法施行規則第百八十六条の三に基づき、高度専門士（〇専門課程）の称号を授与する。	氏名 生年月日	〇〇専攻科	称号 授与 書
------------------------------	--	------------	-------	---------------

※高度専門士の称号を付与する場合は、大学院入学資格の指定を受ける必要があります。

※また、上記は、例示であり、各学校の学科等の状況を踏まえ、適切に作成していただく必要があります。

学則変更事項（専攻科）

【専攻科】

（課程、専攻科、学科、修業年限、定員）

第〇条 本校の課程、学科、専攻科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名等	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	備考
〇〇課程	△学科	昼	2	40	80	
〇〇課程	▲学科	昼	3	20	60	
〇専攻科		昼	1	20	20	

（入学資格）

第〇条 本校の入学資格は次のとおりとする。

【専門課程】

（1）（略）

【専攻科】

- ①高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち大学に編入学することができるもの
- ②専門職大学の前期課程を修了した者
- ③高等専門学校を卒業した者
- ④短期大学を卒業した者
- ⑤外国において、学校教育における14年（修業年限を3年以上とする特定専門課程の専攻科への入学については、15年）の課程を修了した者
- ⑥外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年課程を修了した者
- ⑦我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑧その他専修学校の専攻科において、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

※上記は、例示であり、各学校の学科等の状況を踏まえ、適切に作成していただく必要があります。

【学校評価関係】

（学校評価）

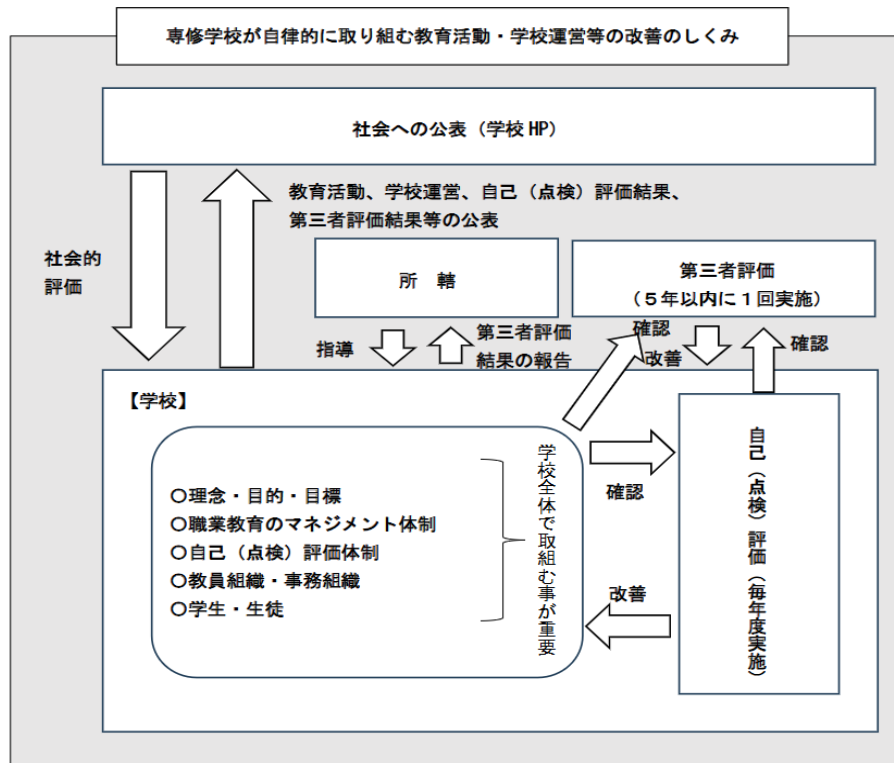
第〇条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、五年に一度、外部の識見を有する者による評価を行う。

2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

※上記は、例示であり、各学校の学科等の状況を踏まえ、適切に作成していただく必要があります。

（参考）学校評価の実施にあたっては、「専修学校における学校評価ガイドライン」をご参照ください。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1295916_00003.htm



専修学校における学校評価ガイドライン

令和7年6月
文部科学省

IV. 学校評価ガイドライン (概要)

専修学校における学校評価ガイドライン概要

学校教育法の一部改正において、専門課程を置く専修学校（専門学校）に①大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、②外部の識見を有する者による評価の努力義務化が措置（令和8年4月1日施行）



委託事業による調査研究をもとに、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」を改訂

ガイドラインのポイント（専門学校）

目的	○各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
自己点検評価 ※義務	○各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。 ○ガイドラインで示した項目等について評価を行い、評価結果の分析に加え、それらを踏まえた改善方策についても記述。
第三者評価 ※努力義務	○自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。 ○評価は、専門的な評価が可能な者（分野に精通する者、専修学校に識見を有する者、大学等の評価経験者など）で、学校や設置法人から中立である者が実施。 ○評価実施だけでなく、評価に付随する様々な業務が生じることから、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。 ○第三者評価の実施者及び学校評価の担当となる教職員の研修を充実することが必要。
学校関係者評価 ※任意	○保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く）により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。 ○法令上の努力義務ではなくなるが、保護者や関連企業等の学校関係者に学校について深く理解してもらい、意見を聞く場として有用であることから、各学校の自主的・自律的な質保証の仕組みの一つとして引き続き実施することも考えられる。
評価期間	○自己点検評価：毎年度1回、 第三者評価：5年以内に1回 （学校関係者評価：毎年度1回（任意）
評価結果	○自己点検評価、第三者評価のいずれも1～3の三段階で評価し、分析結果や所見を記載。
公表・報告	○評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策を学校のホームページや出版物への掲載等により公表。 ○第三者評価結果は所轄庁に報告。

※評価にかかる費用や業務が学校の過度な負担とならないように、メリハリのある評価が実施されるよう、具体的な実施方法の例を示す。

※高等専修学校については、自己評価（義務）と学校関係者評価（努力義務）を行うこととなっており、専門学校の評価の方法や項目等と同様に行うこととされている。

各評価における評価項目例①

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	◎	◎
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	◎	◎
		②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	◎	◎
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注）職業実践専門課程】	認	認
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	◎	◎
	4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎
		学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

各評価における評価項目例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目3 学生の受入れ学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。	◎	◎
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	◎	◎
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	△	△
	3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	△	△
		②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	◎	◎
		②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	◎	◎
		③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	◎	○
		④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	△	△
		⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	◎	◎

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

各評価における評価項目例③

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	◎	◎
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	△	△
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	◎	◎
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	△	△
	3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	◎	○
		①-2特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。 【注）職業実践専門課程】	認	認
項目5 教育環境	1 教育環境の整備	②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注）職業実践専門課程】	認	認
		①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	◎	◎
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	△	△
	2 安全対策、防災組織	③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	△	△
		①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	◎	○
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	△	△

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

各評価における評価項目例④

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目5 教育環境	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	△	△
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	△	△
項目6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	△	△
		②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	◎	○
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	◎	◎
	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	△	△
		①-2特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注）職業実践専門課程】	認	認
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	◎	○
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	◎	◎
	4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	◎	○
		②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	△	△

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

V. QA

【1. 専門課程関係】

Q1-1： 今回の学校教育法等の一部改正に伴い、これまで専修学校に設置されている「一般課程」「高等課程」「専門課程」に加えて、新たに「特定専門課程」が設置されるということか。

A1-1： 特定専門課程は専門課程の一部であり、専門課程のうち修業年限2年以上、62単位以上の要件を満たしたものを「特定専門課程」と定義しています。

専修学校の課程 ※令和8年度以降

専門課程（専門学校）

【目的】高等学校等における教育の基礎の上に、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。

（学校教育法第124条、第125条第3項）

特定専門課程

※一定の要件を満たす専門課程を定義づけた学校教育法上の用語であり、新たな制度が創設されるものではなく、あくまでも専門課程の概念に含まれるものです。

要件：修業年限2年以上、修了に必要な単位数が62単位以上

高等課程（高等専修学校）

【目的】中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。

（学校教育法第124条、第125条第2項）

一般課程

【目的】高等課程又は専門課程の教育以外において、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。

（学校教育法第124条、第125条第4項）

専攻科 ※令和8年度より設置が可能となる

【目的】精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること。

※学校教育法一部改正法により、特定専門課程を置く専修学校には、修業年限を1年以上とする専攻科を設置することができるようになる。

【1. 専門課程関係】

Q1-2：修業年限2年以上で現在の専門士の要件を満たす専門課程が「特定専門課程」と改められると思うが、修業年限1年の（専門士の要件を満たさない）学科や、修業年限4年以上で現在の高度専門士の要件を満たす学科の呼称は、令和8年度以降どのようなになるのか。

A1-2：いずれも、令和8年度以降も「専門課程」と称されます。

専門課程 ※令和8年度以降

特定専門課程

【専門士の課程】

修業年限2年以上・修了要件が62単位以上の専門課程(特定専門課程)
→修了した全ての学生に対して**専門士の称号**が付与

【高度専門士の課程】

**修業年限が4年以上他要件を満たし、
大学院入学資格の指定を受けた専門課程(特定専門課程)**
→修了した全ての学生に対して**高度専門士の称号**が付与 ※専門士の称号も併せて付与

修業年限2年未満の
専門課程

※専門士等の
称号付与はなし

【1. 専門課程関係】

Q1-3： 全ての単位を15時間で構成することは可能か。また、旧制度の800時間を下回ることであればよいのか。極端な話、全ての授業を15時間×31単位で授業を行っても問題ないか。

A1-3： 今回の改正は、専修学校における教育の充実を図るため、専修学校の専門課程の高等教育機関としての位置付けの明確化を図るためのものです。

単位制への移行にあたっては、改正前の専修学校設置基準第16条に規定する授業時数（昼間学科であれば1年間にわたり800単位時間以上）を踏まえて、引き続き同水準以上の教育課程を編成することに留意していただきますよう、お願いいたします。

Q1-4： 修了に必要な31単位×修業年限という規定について、年間31単位を修得することが必要か。

A1-4： 年間あたりの制限はなく、修業年限全体で必要な単位数を満たすことが必要です。例えば、3年制の専門課程であれば、31単位×3年間で、修了には93単位が必要となります。

学年ごとの単位数としては、例えば、1年目で40単位、2年目で28単位、3年目25単位というカリキュラムを組むことは可能です。

なお、各指定養成所の規則等で年間の最低授業時間や単位数が設定されている場合は、その基準も満たしていただくようご留意ください。

【1. 専門課程関係】

Q1-5： 専門課程に個別入学資格審査により入学した方が4年制大学に編入学する場合、入学する大学において再度個別入学資格審査を受ける必要があるでしょうか。

A1-5： 個別の入学資格審査は各専修学校の判断により導入し実施するものであり、認定の効力は、当該専修学校にのみ及ぶものです。専門課程に個別の入学資格審査により入学した者が大学に編入学する場合、他の大学入学資格を有する場合を除き、当該大学において改めて個別入学資格審査を受ける必要があります。

【2. 専門士関係】

Q2-1： 特定専門課程の要件を満たしているが、専門士の課程とならないことは可能か。

A2-1： 特定専門課程であれば、必ず専門士の称号を付与することができる課程となります。改正後の学校教育法では、特定専門課程の基準を満たした専門課程は特定専門課程となり、特定専門課程を修了した個人は専門士と称することができ、また、大学への編入資格が得られることが規定されています。

したがって、仮に学則に規定がなかったとしても、基準を満たした専門課程を修了した者には、専門士と称することができ、また大学編入資格が付与されることとなりますが、卒業に関する事項は、学則記載事項に該当すること、入学者や編入を受け入れる大学にとっても専門課程の修了者が編入資格があるかどうか、専門士の称号が付与されているかの確認ができることが必要であることから、学則に明記するようお願いします。

(参考)

【学校教育法】(改正後)

第百三十一条の二

専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、**専門士と称することができる**。

【2. 専門士関係】

Q2-2： 令和8年4月1日以前の入学者とそれ以後の入学者において手続に違いはあるのか。

A2-2： 施行日以後の入学者については前頁までのとおりとなります。施行日以前の入学者については、在學生として存在する限り、文部科学省HPで公示する必要があることから、課程名称変更・廃止・要件不適合が発生した場合は、既存の申請様式にて文部科学省へ報告いただきますようお願いいたします。

Q2-3： 施行日以後、認定手続は必要か。

A2-3： 施行日以後に専門士の要件を満たす場合、手続きは不要です。ただし、施行日以前に入学者が在学している既存の認定学科がある場合、既存の認定学科の在學生が卒業するまでに課程名称変更・廃止・要件不適合が発生した際は、文部科学省へ報告していただく必要がございます。

※ 今後、施行日以前入学者の在籍有無（卒業予定年度を含む）を把握するための状況調査を予定しております。この状況調査は、學生が在籍している間は毎年度報告をいただくことを予定しております。調査実施の際はご協力いただきますようお願いいたします。また、詳細な日程等は追ってご連絡します。

【3. 高度専門士関係】

Q3-1： 令和8年4月1日以前の入学者とそれ以後の入学者において手続に違いはありますか。

A3-1： 施行日以後の入学者については前頁までのとおりとなります。施行日以前の入学者については、在学生として存在する限り、文部科学省HPで公示する必要があることから、課程名称変更・廃止・要件不適合が発生した場合は、既存の申請様式にて文部科学省へ報告いただきますようお願いいたします。

Q3-2： 施行日以後、認定手続は必要ですか。

A3-2： 施行日以後に高度専門士の要件を満たす場合、手続は不要です。ただし、施行日以前に入学者が在学している既存の認定学科がある場合、既存の認定学科の在学生が卒業するまでに課程名称変更・廃止・要件不適合が発生した際は、文部科学省へ報告していただく必要がございます。

※ 今後、施行日以前入学者の在籍有無（卒業予定年度を含む）を把握するための状況調査を予定しております。この状況調査は、学生が在籍している間は毎年度報告をいただくことを予定しております。調査実施の際はご協力いただきますようお願いいたします。また、詳細な日程等は追ってご連絡します。

【4. 専攻科関係】

Q4-1： 現在、専門課程修了者が入ることを想定して設置している専門課程がある場合、必ず専攻科として設置を変更しなければならないか。

A4-1： 専攻科についてはあくまでも各専門学校の任意で設置することができるものであり、専門課程修了者が入ることを想定して設置している専門課程を必ずしも専攻科として変更する必要はありません。

各専門学校において、学生の求めるカリキュラム等を踏まえ適切に設置していただけますと幸いです。

Q4-2： 専門士（2年課程）を付与される学科を卒業し、さらに1年間学ぶ生徒のために専攻科を設置しているが、これらは今後、所轄庁に設置の届出を行えば学校教育法で定める専攻科として認められるということか。

A4-2： 内容次第ですが、届出を行えば専攻科として認められると考えられます。また、届出を行わない場合や専攻科と認められない場合には、現在の「専攻科」と称しているもののカリキュラムの内容を踏まえた適切な名称（※）としていただくことが望ましいと考えています。なお、そのような場合は、日本学生支援機構による奨学金等の対象となるかどうかにも留意いただく必要があります。

※〇〇研究科等

【4. 専攻科関係】

Q4-3： 現在「専攻科」の名称を付けて設置している課程について、今回の法改正までに名称を変更しなければならないか。

A4-3： 今回の法改正により「専攻科」制度が創設されたため、学校教育法で定める「専攻科」でないものが「専攻科」と称することで、入学を希望する者や在籍する学生が混同することが無いようにする必要があると考えます。

したがって、現在「専攻科」の名称を用いている教育課程がある場合は、上記を踏まえて適切な名称としていただくことが望ましいと考えています。

特に、今回の改正により、専攻科は日本学生支援機構の貸与型奨学金の対象に、一定の要件を満たす専攻科（適格専攻科）は高等教育の修学支援新制度の対象になることも踏まえ、入学希望者等が支援を受けられる課程であると誤認することがないように明確に案内してください。

なお、現在設置されている専攻科については、専門課程もしくはその他（附帯授業等）であると拝察されますところ、今後の法施行後については専攻科として都道府県に届出がなされて設置されたものが法令に基づく「専攻科」となります。

【4. 専攻科関係】

Q4-4： 専攻科の入学資格のうち、個別審査で認められる範囲、特に特定専門課程の場合に制約はあるか。

A4-4： 専攻科の入学資格については、改正法第125条の2第2項の規定により、「文部科学大臣の定めるところにより、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者」とされております。そのため、専攻科入学前における学修については、特定専門課程修了と同程度の学修時間を確認するなど、慎重な確認を求め、例外的な扱いとしていただきますよう、お願いいたします。

Q4-5： 既に修学支援新制度の機関要件の確認を受けている学校において、適格専攻科を設置し、修学支援新制度の対象としたい場合、機関要件の確認を再度受ける必要があるのか。

A4-5： 新たに適格専攻科を設置する専門学校が既に新制度の対象機関である場合は、適格専攻科の設置に伴い、改めて確認を受け直す必要はありません。一方で、設置予定の適格専攻科が理工農系の課程であるとして、授業料減免の対象となろうとする場合は、機関要件の確認とは異なり年度内に申請が必要になります。詳細については追ってご連絡いたします。

【4. 専攻科関係】

Q4-6： 法改正により、特定専門課程を置く専修学校には、特修業年限を1年以上とする専攻科を設置することができることとなると承知しておりますが、特修業年限1年の「専門課程」しか設置していない専修学校には、特修業年限1年以上の「専攻科」を設置することはできないということになるか。（専攻科は、特特定専門課程になるか。）

A4-6： 特定専門課程でなければ、専攻科を設置できないので、修業年限1年の専門課程しかない専修学校に専攻科は設置できません。専攻科と専門課程（特定専門課程含む）は異なる制度・組織であるため、「専攻科は、特定専門課程になる」ということはありません。

Q4-7： 適格専攻科は、特定専門課程と専攻科が通算4年以上であること等が要件となっており、修学支援新制度の対象とされているが、「修業年限2年の特定専門課程＋修業年限1年の専攻科」の場合は適格専攻科ではないため、当該専攻科に進学した場合は、修学支援新制度の対象外になるとの理解でよい。

A4-7： 修学支援新制度の対象となる適格専攻科は、大学院入学資格が認められる専攻科であり、終業年限が通算4年以上であることが必要です。そのため、2年の特定専門課程＋1年の専攻科とした場合の当該専攻科は適格専攻科ではなく、ご認識の通り支援の対象になりません。

【4. 専攻科関係】

Q4-8： 適格専攻科となれる課程は何か。

A4-8： 法改正時点では、助産師・保健師の課程、1 級自動車整備士の課程、はり師・あん摩師・きゅう師の教員の資格を取得するための課程が、法令の要件を満たす適格専攻科としての認定を行うことができる分野とする予定です。

【5. その他】

Q5-1： 学則変更等については、文部科学省に提出すればよいのか。

A5-1： 学則等の変更は、従来通り所轄庁に提出してください。